

## 第五種共同漁業に係る増殖指針

第五種共同漁業は、漁業法第 168 条に基づき、免許を受けた漁業協同組合に当該水産動物の増殖を行うことが義務付けられている。この指針は、令和 6 年 4 月 1 日に免許予定の第五種共同漁業について、免許の可否の基準として定めるものである。

### 第 1 増殖方法

漁業法第 168 条でいう「増殖」とは採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増殖させる行為に加え、産卵床等の造成や、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要としない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等消極的行為に該当するものは、含まない。

### 第 2 増殖規模

漁業権者が、計画的に資源の拡大増殖を行うために実施する放流量は、別表に定める量以上とする。ただし、産卵床の造成等繁殖のための施設の設置や堰堤によって遡上が妨げられている滞留稚魚の汲み上げ放流により、その効果が放流量に換算し得る場合は、放流量に組み入れることができる。

#### 別表

漁場	魚種	増殖方法	増殖規模
財田川	あゆ	種苗放流	400kg
	ふな	種苗放流または産卵床造成	1,000kg